

令和 3 年度

定期監査等結果報告書

伊賀南部環境衛生組合監査委員

伊南環監第20号
令和3年12月24日

伊賀南部環境衛生組合
管 理 者 様
議 会 議 長 様
公平委員会委員長 様

伊賀南部環境衛生組合
監査委員 菅 生 治 郎
同 宮 崎 栄 樹

令和3年度定期監査等の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和3年度の定期監査等を執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査（定期監査）
地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく監査（行政監査）

2. 監査実施日

令和 3 年 11 月 2 日

3. 監査の対象年度

令和 2 年度(10 月～3 月)、令和 3 年度（4 月～9 月）

4. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するため、関係帳簿を調査し、対面監査においては、あらかじめ求めた監査調書に基づき所属長の説明を聴取する方法により監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。また、事務処理上の軽易な事項については、その都度、口頭で指摘し、改善を要請した。

なお、当該監査の結果により措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

〔定期監査〕

- 工事、修繕及び委託の発注については、一般競争入札や、3 者以上から見積書を徴取することを基本とし、安易な 1 者での随意契約は慎み、競争の機会が損なわれることのないよう注意されたい。
- 文書処理事務においては、職務権限規程に基づく適正な処理をされたい。
- 支出命令に際しては、請求書等の内部チェックを徹底されたい。
- クリーンセンターの火災等緊急事態発生時には、事故対応マニュアルに基づいた対応を行うよう徹底されたい。

〔行政監査〕

- 時間外勤務の解消に向けて、所属長が十分に内部統制を図り、特に休日や夜間に業務のある所属においては、勤務時間の弾力的運用を活用するなど職員の健康管理に努めながら、組織体制及び業務のあり方を見直されたい。

該当要件：令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月に月 45 時間あるいは総時間が 360 時間を超えている職員が一人でもいる所属

該 当 室：業務室

- 現金の取扱は、複数による確認、現金出納簿等による記録、関係書類との照合を行い、的確な管理と適正な保管がなされるべきであるが、一部不適切な事務処理が見受けられた。例規等を確認し、適正な事務処理を徹底されたい。